

2019年10月5日

公益社団法人日本分析化学会
正会員 教育会員 維持会員代表者 各位

公益社団法人日本分析化学会
役員等候補者選考委員会

代議員候補推薦並びに代議員としての立候補のお願い

公益社団法人日本分析化学会定款第14条及び公益社団法人日本分析化学会代議員選挙規則に基づき、2020年度及び2021年度の代議員候補（任期2年）の推薦のご案内及び立候補受付のお知らせを致します。下記の定款並びに代議員選挙規則（各抜粋）をご覧頂き、代議員候補者のご推薦（支部宛）または立候補（役員等候補者選考委員会宛）を奮ってお願いいたします。

ご推薦、または立候補頂いた方々のお名前は、機関誌「ぶんせき」1月号にて会員に通知し、正会員（名誉会員、永年会員、シニア会員を含む）、教育会員、維持会員代表者による投票を依頼します。

- 1) 代議員候補者の推薦方法：所属支部の正会員、教育会員、維持会員代表者の中から代議員として適当と思われる方（複数可）を2019年11月6日までに支部長宛に書面をもって推薦してください。
- 2) 代議員としての立候補方法：2019年11月6日までに役員等候補者選考委員長宛に書面をもって届け出てください。

公益社団法人日本分析化学会定款（抜粋）

- 第14条 学会の社員は、正会員、教育会員及び維持会員の中から選出された90名以上130名以内の代議員をもって「一般法人法」の社員とする。
- 2 代議員を選出するため、正会員、教育会員及び維持会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
 - 3 代議員は、正会員、教育会員及び維持会員の中から選ばれることを要する。正会員、教育会員及び維持会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、正会員、教育会員及び維持会員は他の正会員、教育会員及び維持会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、1月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。（以下中略）
- 11 会員の資格を喪失した場合には、代議員の資格を喪失する。

公益社団法人日本分析化学会代議員選挙規則（抜粋）

（代議員選挙の管理）

第4条 代議員選挙は、選考委員会の管理のもとで行う。

（代議員支部推薦候補者の選考）

- 第5条 支部は、支部所属の正会員、教育会員及び維持会員の中から候補者を推薦できるものとする。
- 2 支部は前項の推薦をするにあたっては、広く支部所属の正会員、教育会員及び維持会員に推薦希望の有無を募らなければならない。
 - 3 支部長が、会長に推薦する代議員候補者中には、当年度の役員及び支部長であって

退任する者及び次期支部長を含むことができる。

(代議員支部推薦以外の立候補者の届け出)

第6条 正会員、教育会員及び維持会員のうち、代議員に立候補しようとする者は、自薦又は正会員、教育会員及び維持会員の推薦により、選考委員会に、その定める締切日までに届け出る。

(代議員選挙の方法)

第7条 各支部の推薦候補者数は、当該支部に所属する年度初めの正会員、教育会員及び維持会員の数を勘案の上、選挙のつど理事会が決定し、選考委員会に通知する。

- 2 選考委員会は、正会員、教育会員及び維持会員に対して機関誌による広告により代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。選考委員会は、各支部に代議員選挙を案内する。
- 3 選考委員会は支部推薦候補者を機関誌の広告により各支部の正会員、教育会員及び維持会員に周知させ、支部推薦以外の立候補者を同様の方法により全正会員、教育会員及び維持会員に周知させる。
- 4 支部推薦によって選出された代議員が、その選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。

立候補届出先

役員等候補者選考委員会

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2-304 (公社)日本分析化学会内

推薦届出先

役員等候補者選考委員会 同上

北海道支部	〒006-8585	札幌市手稲区前田7条15丁目4-1	北海道科学大学薬学部内
東北支部	〒981-0905	仙台市青葉区小松島4-4-1	東北医科薬科大学臨床分析化学研究室
関東支部	〒141-0031	東京都品川区西五反田1-26-2-304	(公社)日本分析化学会内
中部支部	〒460-0011	名古屋市中区大須1-35-18	一光大須ビル7F (公財)中部科学技術センター内
近畿支部	〒550-0004	大阪市西区靱本町1-8-4	(一財)大阪科学技術センター内
中国四国支部	〒739-8526	東広島市鏡山1-3-1	広島大学大学院理学研究科化学専攻分析化学研究室
九州支部	〒812-8582	福岡市東区馬出3-1-1	九州大学大学院 薬学研究院

[補足] 新法人下における代議員については、代議員が法律上の社員となることのできる下記の5要件を満たしていなければなりません。これらに留意して作成された学会定款並びに代議員選挙規則により適正に選出されることが求められています。

[5要件] ①「社員」(代議員)を選出するための制度の骨格が定款で定められていること、②各会員について「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること、③「社員」(代議員)を選出するための選挙が理事及び理事会から独立して行われていること、④選挙された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消の訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること、⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

以上